

池上 英明（大阪教育大学）

◆2024年12月10日 日本原水爆被害者団体協議会（以下「日本被団協」）がノーベル平和賞を受賞しました。ノルウェー・ノーベル平和委員会は受賞理由について、「核兵器のない世界を実現するための努力と核兵器が二度と使用されてはならないことを証言によって示してきたことが評価され、平和賞の受賞に至った」としています。（NHKNEWSWEB 2024/10/11）

◆「日本被団協」は1956年8月に結成され、二つの基本要求を掲げて運動を展開してきました。「一つは日本政府の『戦争の被害は国民が受忍しなければならない』との主張に抗（あらが）い、原爆被害は戦争を開始し、遂行した国によって償わなければならないという運動。二つは核兵器は極めて非人道的な殺りく兵器であり人類とは共存させてはならない、すみやかに廃絶しなければならないという運動です」（「日本被団協」田中熙巳（てるみ）代表の平和賞授賞式での演説 2024/12/12 毎日新聞）。

◆ロシア・ウクライナ、イスラエル・パレスチナ、そしてイスラエル・イランとの戦争で「核の危機」が叫ばれる中であって、この受賞が核兵器禁止の国際世論の高まりにつながればと願う気持ちは強くありますが、ここでは戦争被害に関わる国家補償に焦点をあてます。

◆平和賞授賞式の演説で、田中代表は、日本政府が国家補償を拒んでいることを二度繰り返して批判し、国家補償を拒んでいるという「事実をお知りいただきたい」と訴えました。日本政府は軍人・軍属だった人やその遺族には年金や弔慰金を支払う制度を設けていますが、民間人の被害者については国と雇用関係がないことを理由に補償を行っていません。これは、「戦争という非常事態においてはその犠牲や損害は国民が等しく我慢しなければならず、国家は補償の義務を負わない（＝『戦争被害受忍論』）」という考えがあるからです。空襲被害者に対する救済法案も超党派の議員連盟でまとめられ、第217回国会（会期2025/1/24～6/22）での提出が進められてきましたが、この原稿を作成している6/12の段階で見送られるという報道がありました。

◆「昭和16年夏の敗戦」（著 猪瀬直樹）という書籍でも明らかなように、日米開戦の前に総力戦研究所が出した結論は「日本必敗」であったにも関わらず、当時の政府は戦争に踏み切り、その結果、多くの人が犠牲になりました。こうした状況を招いた国家の責任は問われなければなりません。また、日本国憲法第99条には「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」とあり、国は憲法に明記された基本的人権を保障する義務があるのです。国連も「生まれてきた人間すべてに対して、その人が能力を発揮できるように、政府はそれを助ける義務がある。その助けを要求する権利が人権。人権は誰にでもある。」（国連人権高等弁務官事務所）としています。戦争を決断した国家の責任、憲法や国際ルールによって義務付けられた基本的人権尊重の観点からも国家による補償を実現しなければならないと考えます。